

## 税金などの特別徴収

平成三十年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、四月、六月、八月に支給される公的年金から天引き（特

別徴収）します。対象となる方（世帯）は別表のとおりです。

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434  
 34 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917  
 28 介護課高齢者・介護係 ☎28・0100

### ●特別徴収（仮徴収）対象者

#### ①平成30年2月に特別徴収（年金からの天引き）で納めている方（世帯）

平成30年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額や保険料額と同じ額を、特別徴収（仮徴収）として4月、6月、8月の年金から天引きします。ただし、住民税については、原則として平成29年度に年金から天引きされた年税額の半額を、4月、6月、8月の3回に分けて天引きします。  
 ※平成30年4月から平成31年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収（納付書または口座振替で納付）に変わります。  
 ※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。（後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、平成30年2月に特別徴収した保険料額と、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。）

#### ②平成30年4月から8月までの間に、新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方（世帯）

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方はいません。	世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	平成30年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	平成30年2月2日までに65歳以上になった方被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
▶問合せ 税務課課税係 28・2434	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 28・0917	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 28・0917	▶問合せ 保険課高齢者・介護係 28・0100

※対象の方（世帯）には、仮徴収額決定通知書を送付します。

※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。

## 後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療制度は、二年ごとに保険料率が改定されます。平成三十年度は改定年度に当たります。

今後二年間に見込まれる医療費を推計した結果、診療報酬の引き下げなどにより、被保険者一人当たりの医療費が減少することが見込まれることから、平成三十・三十一年度の保険料率が別表のとおり改定されることになりました。

平成三十年度の年間保険料額は、平成二十九年の所得を算定基礎に、改定後の保険料率を使用して七月に確定します。七月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

### ■保険料率の改定内容（別表）

平成28・29年度の保険料率など	
所得割率	9.54%
均等割額	46,984円
保険料限度額	570,000円
↓	
平成30・31年度の保険料率など	
所得割率	8.76%
均等割額	45,379円
保険料限度額	620,000円

### ◆保険料の納め方

四月・六月・八月の特別徴収（年金からの天引き）は、仮徴収として平成三十年二月の天引き額と同額を天引きします（同額でない場合は別途通知します）。十月・十二月・二月の特別徴収で、確定した保険料額から仮徴収額を差し引いた残額を天引きします。普

通徴収の方は、七月以降に口座振替や納付書でお支払いいただきます▼問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917

## 後期高齢者医療保険 保養所利用助成制度

後期高齢者医療制度の被保険者の健康保持・増進を目的に、別表に掲げる協定保養所に宿泊する場合は宿泊費を助成します。

### ▼助成金額

一人一泊につき千円（平成三十一年三月三十一日

までに、全保養所合わせて四泊まで助成を受けることができます）▼対象

愛知県後期高齢者医療制度の被保険者

▼申込み 宿泊申込時に保養所へ愛知県後期高齢者医療制度の被保険者であることを伝えてください。宿泊当日は、

保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カードを提示してください。

利用カードは、初回利用時に保養所で交付されます。精算時には、利用料金

から助成金額千円を差し引いた金額をお支払いください▼問合せ 愛知県後

期高齢者医療広域連合給付課 ☎052・955・1205

### ■後期高齢者医療制度協定保養所

協定保養所名	住 所	電話番号
百年草	愛知県豊田市足助町東貝戸10番地	0565・62-0100
松ヶ島	三重県桑名市長島町松ヶ島700番地の12	0594・42-3330
あいち健康の森 プラザホテル	愛知県知多郡東浦町大字森岡字源吾山1番地1	0562・82-0211
シーサイド伊良湖	愛知県田原市中山町峠1番43号	0531・35-1151
サンヒルズ三河湾	愛知県蒲郡市三谷町南山1番地76	0533・68-4696

\*レイクサイド入鹿は平成30年3月31日で閉館となりました。